

障害児通所支援事業所 カラフル・ピース

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条^{注)}の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

当事業所では、利用者に対して
児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援を提供します。
上記サービスを利用できるのは、障害児通所給付費の支給決定を受けた方です。

注) 社会福祉法第76条：社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込があった場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、説明するよう努めなければならない。

1 事業者の概要

名 称	有限会社 ノーブルサベージ
所在地	高知市北御座3番1号
連絡先	(TEL) 088-833-5700 (FAX) 088-833-5701
代表者氏名	代表取締役 関田 誠意
設立年月日	平成16年11月1日

2 事業所の概要

事業所の種類	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
事業所の名称	カラフル・ピース
事業所所在地	高知市杉井流16-5 俵屋ビル 2階2A(児童発達支援) 3階3B(放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)
連絡先	(TEL) 088-855-9742 (FAX) 088-855-9743
管理者氏名	平石 志江
児童発達支援管理責任者	高橋 彩子
指定年月日	保育所等訪問支援(令和3年4月1日) 児童発達支援・放課後等デイサービス(令和3年4月1日)
事業所番号	3950100754
施設	鉄筋コンクリート造7階建て(敷地面積855.92㎡/建物面積1673.42㎡)
設備	機能訓練室、相談室、静養室、トイレ

3 事業の目的及び運営方針

(1) 目的

有限会社ノーブルサベージ（以下「事業者」という。）が設置する、指定通所支援事業所カラフル・ピース（以下、「事業所」という。）において行う児童発達支援、放課後等デイサービス事業及び保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下、「サービス」という。）の適切な運営を確保するために、必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定通所支援の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下、「利用者」という。）及びその利用者に係る通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な指定通所支援の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 事業所が実施する事業は、利用者が日常生活における基本的又は応用的な生活技能等を習得すること、及び集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。
- ② 事業所の職員は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。また保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- ③ 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- ④ 事業の実施にあたっては前三項の他、児童福祉法（以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守して、サービスを提供するものとする。

4 営業時間とサービス提供時間、利用定員

営業時間	月曜日～金曜日 9:00～18:30 土曜日 9:00～16:00（第5週は休み） ただし、国民の祝日、12月28日から1月3日までを除く
サービス提供日	<u>児童発達支援・放課後等デイサービス</u> 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～16:00（第5週は休み）
サービス提供時間	<u>保育所等訪問支援</u> 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ただし、国民の祝日、12月28日から1月3日までを除く
利用定員	<u>児童発達支援・放課後等デイサービス</u> 合わせて1日10人 <u>保育所等訪問支援</u> 定めなし
主たる対象者	知的障害児・発達障害児

※自然災害等、又は業務の都合により変更になる場合があります。

5 職員の体制

(1) 各職種の職務内容

職 種	業 務 内 容
管 理 者	職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所支援事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います
児童発達支援管理責任者	利用者の個別支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の職員に対する技術指導及び助言を行います
保 育 士	個別支援計画に基づき、利用者および保護者に対し適切に支援・指導等を行います
児 童 指 導 員	
専 門 的 指 導 員	専門職として、専門的で個別的な支援を行います
訪 問 支 援 員	個別支援計画に基づき、利用者の所属施設へ訪問し、施設におけるスタッフおよび利用者への支援を行います

(2) 職員の配置

職 種	指定基準	常 勤	非常勤	兼務・専従
管 理 者	1名	1名		兼務
児童発達支援管理責任者	1名	1名		兼務
保 育 士	2～3名	1名（経験5年以上）	3名（経験5年以上）	1名兼務
児 童 指 導 員	1名	1名（経験5年以上）		専従
専 門 的 指 導 員	1名	3名（経験5年以上）	1名（経験5年以上）	3名兼務
訪 問 支 援 員	なし	5名（経験5年以上）		5名兼務

※厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定通所支援を提供する職員として定員10人に対して、上記職種の職員を配置しています

6 サービス内容

すべてのサービスは「個別支援計画」に基づき、一人ひとりに合った療育を行います。

放課後等デイサービス	<p><u>基礎学習支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりにあった学習の基礎支援を行います。主として読み書きへの困難さに対し、一人一人の力に合った学び方を一緒に探し、自己理解につながるようサポートします <p><u>余暇・居場所支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 対人スキルや自己表現の獲得、余暇時間の過ごし方や生活習慣技能の習得等、同じ課題やニーズを持つ利用者の集まりを提供し、一人一人の個別支援計画を作成のもと、活動をします <p><u>保護者支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の困り感やニーズに対して、必要時には相談対応を行います 年に1回ほど、懇親会を設け、情報共有やセミナー等を行います
------------	--

<p>児童発達支援</p>	<p><u>全体発達の支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身辺処理、個別課題、自立課題、遊びなどの活動を組み合わせたスケジュールの流れに沿って、利用者への日常生活における基本動作、コミュニケーションスキルの獲得を、各個人にわかりやすいコミュニケーション方法や好きな遊びを用いて行います ・ 小さなお子さんは、親子で一緒に通所していただき、お子さんへの声掛けや接し方、遊びの様子などを実際に見ていただきながら、お子さんへの関わり方をお伝えしていきます。成長に伴い、個々のお子さんの発達に合わせて、小集団の療育なども行っていきます。その中で、就学に向けて身につけておきたい、「見る」「聞く」「話す」のスキルや外出スキル等、学んでいけるよう支援していきます <p><u>保護者支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の困り感やニーズに対して、療育場面または定期的な相談などご希望に応じて行います ・ 療育時に、保護者同士が情報共有ができる交流の場を設けていきます。必要に応じて、ペアレント・トレーニングも開催していきます。 ・ 年に1回ほど、懇親会を設け、情報共有やセミナー等を行います
<p>保育所等訪問支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お子さんが通う所属先へ専門スタッフが出向き、本人または訪問先施設のスタッフに対し、合理的配慮を踏まえた一人一人への集団生活の適応支援を行います ・ 対象は幼児～小学生までです
<p>送迎支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の所有する車両により、お子さんの自宅または所属先へ送迎します（地域指定有）
<p>実施地域</p>	<p><u>児童発達支援・放課後等デイサービス</u> 高知市、南国市、香南市</p> <p><u>保育所等訪問支援</u> 高知市</p> <p><u>送迎サービス</u> 事業所から12km圏内に限る</p> <p>※上記以外の地域も実施する場合があります</p>

7 利用料金と支払方法

<p>利用者負担額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス利用料金は厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額となります（児童福祉法第21条の5の2の第4項）※法改正により変動します ・ 通常、サービス利用料金の9割が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費を代理受領する場合には、保護者は利用者負担金としてサービス利用料金の1割を事業者にお支払いいただきます（同法第21条の5の7第1項） ・ 代理受領を行わない場合は、利用者は全額負担となります ※定期的な法改正により単価が変更する場合は、別途負担額表を配布し周知いたします
---------------	--

月 額 上 限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 カ月あたりの利用者負担額については、利用者が属する世帯の収入資産に応じて月額上限額が設定され、それを超えて負担する必要はありません ※詳しくはお住いの市町村の障害福祉担当課にお問い合わせください
そ の 他 料 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供に要する費用のうち、給付費支給の対象でないものは、実費をいただくことがあります（創作活動、レクリエーション活動等） ・ 保育所等訪問支援における実施地域以外の利用者に対しては、事業所から訪問先までの実測距離数 1 k m あたり（当事業所の旅費交通費規程による計算方法）を別紙同意書にて説明を行い請求いたします
お 支 払 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 料金は 1 カ月ごとに計算して請求するため、利用翌月末日までに保護者に納入通知書を通知します。そのため、支払いは利用翌々月末日までに窓口にて現金でお支払いください（集金袋をお渡しします）

※お支払いが 3 か月以上遅延し、当事業所が催告したにもかかわらず、30 日以内に支払われない場合は、契約を解約することがあります

8 利用の中止、変更、追加

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- (1) サービスの中止、変更は利用日の 3 営業日前までにご連絡ください。
- (2) 利用者の急な体調不良等やむを得ない理由で、利用予定の 3 営業日前以後になって中止の申し出をされた場合は、一月に 4 回まで欠席時対応加算（94 単位）が算定されます。

例) 3 営業日前 ⇒ 前々日 ・ 前日 ・ 利用日

→ 3 営業日前以後は加算が算定されます

- (3) 利用日までに連絡が無く欠席された場合は、取消料として利用料の利用者負担相当額をお支払いいただく場合があります。
- (4) 利用者が新型コロナウイルス、インフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師および保健所が判断した場合にはサービスは利用できません。原則として、園（学校）の通園（学）基準に沿ったサービス提供をしています。
- (5) 利用当日に、利用者の体調不良等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合には、利用者の同意を得て、サービスの変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じた利用料金を請求します。
- (6) サービスの変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等の必要な調整をします。
- (7) 市町村が決定した「支給量」及び当事業所のサービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

【保育所等訪問支援】

訪問サービスの利用日に、所属する保育所等施設を欠席する場合は、当事業所およびご利用保育所等に必ず連絡を入れてください。

9 サービス提供に関する秘密保持

- (1) 当事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 当事業所の職員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めます。

- (3) 市町村に通所給付費等を請求するため、利用者又はその家族の個人情報を用いることに同意していただきます。
- (4) 当事業所は、他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者又は家族の同意を得ます。

10 情報の管理・開示

- (1) 当事業所は、サービス提供に関する諸記録を整備し、事業を提供した日から5年間保存します。
- (2) 関係法令に基づいて、利用者または保護者の求めに応じてその内容の閲覧や複写いたします。
※ただし、土、日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月28日から翌年1月3日までの日を除きます。

11 緊急時・非常災害の対策

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

非常時の対策	カラフル・ピースの消防計画及び地震災害時マニュアルより対応します
防災訓練	消防計画により、2～4か月に1回避難・防災訓練を実施いたします ※1年間の訓練内容は玄関にある計画書をご覧ください
防災設備	消火器、非常ボタン、避難誘導灯 ※カーテン等の布類は防火性のあるものを使用しております。
消防計画	防災管理者：大内柚香
協定医療機関	J A高知病院小児科

【保育所等訪問支援】

サービス提供中に、利用児童の病状に急変が生じた場合、その他緊急を要する場合は、訪問先施設のスタッフの指示に従い対処するものとします。また、緊急時における状況や対応を記録し、報告することと致します。

12 苦情・相談の受付

当事業所に対する苦情や相談は、苦情・相談窓口で受け付けます。

事業所受付	<p>責任者： 管理者 平石 志江 受付担当者： 児童発達支援管理責任者 高橋 彩子 連絡先： 事務所（088-855-9742） ご利用時間： 毎日9：00～17：30</p> <p>※ただし、土、日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月28日から翌年1月3日までの日を除きます ※玄関入り口にご意見箱を設置しています。1カ月に数回ご意見箱を確認していますので、必要な際はご利用ください</p>
-------	--

	お住いの地域窓口にご連絡ください（受給者証に記載されています）
行政機関 その他受付機関	高知市障がい福祉課： 高知市本町5丁目1-45 088-823-9378 運営適正委員会： 高知市朝倉戊375番1 高知県立ふくし交流プラザ 088-844-4837

1.3 虐待の防止および身体拘束の禁止について

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、虐待防止および身体拘束に関する責任者を設置し、苦情解決体制の整備を行うとともに、職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

虐待防止・身体拘束に関する責任者	高橋 彩子
------------------	-------

1.4 第三者評価の実施について

第三者評価の実施状況 (有 ・ 無)
 実施年月日 評価機関 評価結果

1.5 当事業所をご利用の際に留意いただく事項

- (1) 通所受給者証の確認
 - ・市町村が決定した障害児通所支援の範囲内で、契約したサービスを提供します。
 - ・受給者証の変更または更新があった場合は、速やかに申し出てください。
 - ・受給者証の確認をさせていただく場合には、ご提示ください。
- (2) 設備・器具の使用
 - ・事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は弁償していただくことがあります。
- (3) 貴重品の管理
 - ・利用者の所有する貴重品につきましては、ご自身の責任において管理していただくことが原則です。紛失等の事故に対する責任は、事業所で負うことはできません。
- (4) 政治・宗教・営利活動
 - ・利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者や職員に対して、迷惑を及ぼすような政治活動、宗教活動、営利活動はご遠慮ください。
- (5) 衛生保持
 - ・事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力ください。
- (6) 保育所等訪問支援における協力・連絡のお願い
 - ・サービスの利用にあたっては、保護者は利用児童の集団適応のために所属する保育所等施設のスタッフやその集団を運営する機関との協力のもと、共に意欲的に取り組まれるようお願いいたします。
 - ・保護者は、予め利用に関して所属先に対して、説明をしてください。